

2021年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法

(配点：80点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(民事訴訟法)

第1問

Xは、Yを被告として、600万円の貸金の返還を求める訴えを提起した。第1回口頭弁論期日において、Xは、XY間で600万円を消費貸借する旨の合意をしたこと(以下、「事実①」という)、Yに600万円を渡した(以下、「事実②」という)、契約時に定めた履行期が到来したこと(以下、「事実③」という)を主張したが、Yはこれらの事実の存在をいずれも認めなかった。

以上の事例を前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 裁判所は、これらの事実について証拠調べをした結果、事実①および事実③は存在するとの確信を持つに至ったが、事実②については、この事実が真実であるかどうか確信を持つことができず、真偽不明に陥った。この場合、裁判所はどのような判決をすべきか。

問2 第3回口頭弁論期日において、Xは、事実①の存在を根拠付けるために「YはXが貸した600万円のうち400万円はすでにXに弁済している」と主張したが、Yは、以上のX主張の事実を認めなかった。その後の証拠調べの結果、裁判所は、事実①、事実②および事実③はいずれも存在すると確信を持つに至ったが、これと同時に、YはXに600万円の貸金債務をすべて弁済しているとの確信を持つに至った。この場合、裁判所はどのような判決をすべきか。

(民事訴訟法)

第2問

Yは、令和元年5月7日、Xに工作機械甲（以下、「甲」という）を150万円で売却する契約を締結したが、その際に合意した支払期限（令和元年6月10日）になっても、Xが売買代金を支払わないと主張して、Xを被告として、令和元年8月17日、大阪地方裁判所に対して、150万円の売買代金支払請求の訴え（以下、「前訴」という）を提起した。前訴についての審理は、令和元年12月25日に開かれた第3回口頭弁論期日において終結し、令和2年1月30日、Xに150万円の売買代金の支払いを命じる判決が言い渡され、それがそのまま、令和2年2月18日に確定した。その後、Xは、令和2年5月10日に、Yを被告として、甲の売買代金債務の不存在確認を求める本件訴えを、大阪地方裁判所に提起した。

以上の事例を前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問1 Xは、令和2年7月3日に開かれた本件訴えの第1回口頭弁論期日において、自らの請求を理由付けるために、「甲の売買代金債務は、令和元年11月22日にすでに全額弁済している」と主張した。裁判所は、この主張をどのように取り扱うべきか。説明しなさい。

問2 Xは、令和2年7月3日に開かれた本件訴えの第1回口頭弁論期日において、自らの請求を理由付けるために、「Xは、令和元年10月15日を履行期とする150万円の貸金債権をYに対して有しているので、これをもって甲の売買代金債務と相殺する」と陳述した。裁判所は、この主張をどのように取り扱うべきか。説明しなさい。

<出題の趣旨等 2021年度 民事訴訟法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、問1では客観的証明責任について、問2では弁論主義について問うている。第2問は、既判力の時的限界に関する事項について問うている。いずれの問題も、民事訴訟法に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 (計40点)
問1 20点
問2 20点
第2問 (計40点)
問1 20点
問2 20点
合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

問1では、客観的証明責任の内容とその分配について、事例に則して適切に説明することが求められる。

問2では、この問題が、弁論主義のうちの当事者による事実主張の原則、とりわけ主張共通の原則に関連するものであることを理解した上で、裁判所がなすべき判決の内容を事例に則して適切に説明することが求められる。

・第2問について

問1では、確定判決の既判力によって前訴の事実審口頭弁論終結時（基準時）における法律関係が確定されることを（その根拠と共に）論じた上で、問題の主張が既判力により遮断されることを説得的に論じることが求められる。

問2では、相殺適状（形成原因）は基準時以前に生じているが、相殺の意思表示（形成権の行使）は基準時後になされているという事情に着目した上で、そのような相殺（形成権行使）が許されるのかを、（その根拠と共に）説得的に論じることが求められる。

以上